3　労働保険事務組合が公共職業安定所長に対して行う徴収法第四条の二第一項の規定による届出、徴収則第五条第二項の届書の提出及び徴収則第七十三条第二項の規定による届出は、徴収法施行規則第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して行うことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十八号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第七条第五号及び第四十五条の二の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣　根本　匠

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（有期事業の一括） **第六条**　（略） 2　法第七条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） （削る） （削る） 3　法第七条の規定により一の事業とみなされる事業に係るこの省令の規定による事務については、前項第三号の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長を、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長とする。	（有期事業の一括） **第六条**　（略） 2　法第七条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　厚生労働大臣が指定する種類の事業以外の事業にあつては、それぞれの事業が、前号の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われること。 3　法第七条の規定により一の事業とみなされる事業の事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月十日までに、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一　労働保険番号 二　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 三　事業の名称、事業の行われる場所及び事業の予定される期間 四　建設の事業にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該事業に係る請負金額 五　立木の伐採の事業にあつては、立木の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地、当該事業に係る労働者の延べ人数並びに素材の見込生産量 4　法第七条の規定により一の事業とみなされる事業に係るこの省令の規定による事務については、第二項第三号の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長を、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立している事業であって事業の期間が予定されるものについての一括の要件については、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。